### 小山中学校 「いじめ対策アクションプラン」

# いじめを

させない!

Action!

Action!

## 許さない!

Action!

## いじめをしない生徒を育てます!

- ◎六根の徹底と、卑怯なふるまいを許さない雰囲気を作ることで、小中プライドを高めます。
- ◎道徳教育や人権教育をさらに推進し、心の通う、お互いの人格を尊重し合える「自治力」の高い生徒を育てます。
- ◎朝読書と自問清掃活動で落ち着いた心を 育てます。
- ◎生徒会活動や部活動など主体的な自治活動で自律心を育てます。
- ◎規律正しい態度で、日常生活や学校行事等の係活動を充実させ、自己存在感や自己肯定感を高めます。
- ◎さまざまな教育活動において、言語活動 を活性化し、心の通じ合うコミュニケー ション能力を高めます。

## いじめをさせない学校を作ります!

- ◎生徒からの訴えや情報をきめ細やかに把握し共通理解のもと全職員で早期問題解決にあたります。
- ◎QUの活用や教育相談の充実を図り、学級内の人間関係の把握に努めます。
- ◎「生活ノート」の活用や「各種アンケート」の実施により、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- ◎学級活動を中心とした特別活動を充実させ、お互いを 認め合える温かな集団づくりをめざします。
- ◎教師の意識の高揚や資質向上のために生徒理解の方法 や防止策を取り入れた研修を実施します。
- ◎言語環境や季節の文化的行事の飾り付けなどにより、 校内外の環境整備に努めます。
- ◎小山中いじめ防止基本方針が実情に即し機能しているかをPDCAサイクルで検証し、いじめを生まない土壌づくりに努めます。

## いじめを許さない環境づくりに

## 貢献します

- ◎学校だよりを通して、保護者・地域住民との信頼関係を深め、連携・協働が進むよう努力します。
- ◎学年だよりの内容を見直し、よりよい情報が提供できるよう工夫します。
- ◎学区内小学校との連携を深め、地域全体で子どもを見守ります。
- ◎関係機関との連携を図り、情報共有体制 を構築し、指導上必要な支援を受け入れます。

令和4年度 小山中学校生徒会スローガン



#### 小山中学校いじめ防止基本方針

#### ○いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

#### 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、いじめに対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該 生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となっ た生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、このことは、行為の起きた ときの本人や周囲の状況を客観的に認識することを排除するものではない。

#### 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に 重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、「いじめのない学校づくりに向けた提言」(小山市いじめ問題対策検討委員会)を活用し点検及び強化に努め、さらに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためいじめ防止基本方針を定める。

#### 3 学校の責務

すべての生徒が安全安心な状況下で学習活動等に取り組めるために、保護者や地域住民並びに関係機関などの連携を積極的に図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

#### ○いじめの防止等のための対策の基本となる事項 基本施策

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 学校教育目標「自主・健康・奉仕」を掲げ、心身ともに健康な生徒を育成し、 卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 自己指導能力を養うため、すべての教育活動で自己存在感を高め共感的人間関係を育成し自己決定の場を保持する。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの未然防止 に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳・学級活動等の時間を利用し人権作文や標語の作成や集会を実施する。
- ⑥ 「いじめ防止強調週間」を展開する。

平成25年5月28日は「いじめゼロ子どもサミット」(小山市いじめ問題対策検討委員会)が開催された日であり、「おやまっこ いじめゼロ宣言」が子どもたちの手で作成・採択された日である。

- ⑦ 「いじめ対策アクションプラン」の実践と評価を行い、成果や課題等に基づいて改善・充実を図る。
- ⑧ ⑤⑥⑦について、保護者に知らせ、いじめ防止の啓発を行う。

#### (2)いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次の通り 実施する

- ・アンケート調査 毎月※必要に応じて随時行う
- ・教育相談週間聞き取り調査 年2回【6月,10月(3年),1月(1,2年)】
- ・hyper-QUによる学級生活状況調査 年2回【6月、11月】

#### ② いじめ相談体制と周知

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ・生徒は担任あるいは最も話しやすい先生に相談
- ・保護者は、担任、学年主任に相談
- ・スクールカウンセラー、心の相談員、特別支援教育支援員の活用
- ・いじめ等相談窓口(やすらぎ)の設置

#### ③ いじめ未然防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ未然防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめ未然防止等に 関する教員の資質向上を図る。

#### ④ インターネットを介して行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを介して送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを介して行われるいじめを防止し及び効果に対処できるように指導する。

#### (3) 発見したいじめへの組織的な対応

#### ① いじめ未然防止等の対策のための組織

「学校いじめ対策組織」(生徒指導部会内)の設置 いじめ防止等に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

#### <校内構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、 担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

#### <校外構成員>

スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、 関係機関(民生委員、子ども課、子育て包括支援課等の助言者)

#### ② いじめ対応の留意点

- アいじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止 するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行っ た生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。その上で、市教 委へ報告する。
- ウ 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。(校長)
- エ 生徒がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加える。
- オ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる生徒の育成を目指したものとする。

#### (4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨を、小山市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 所轄警察に通報し援助を求める。
- ウ 小山市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- オ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (5) 評価・改善

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行うものとする。

令和4年4月4日改訂